| 年 | 五〇 | 五一 | 五二 | 五三 | 五四 | 五五 | 五六 | 五七 | 五八 | 五九 | 六〇 | 六一 | 六二 | 六三 | 平成元 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 一三 | 一四 | 一五 | 一六 | 一七 | 一八 | 一九 | 二〇 | 二一 | 二二 |
|---|
| 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・〇 |
| 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・九 | 一・九 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 |
| 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・〇 |
| 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・二 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・九 | 一・九 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 |

備考

一　この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第二号に定める構造をいう。

二　この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第三百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

第二　住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四条の四第二項の規定に基づく旧公営住宅法施行規則第六条に規定する平成二十二年十一月から平成二十三年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率は、平成二十二年国土交通省告示第千七十一号（公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定める件）に定める率とする。

○国土交通省告示第千七十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第六十八条第一号イの規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十八条第二号イの海域を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年九月二十四日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十八条第二号イの海域を指定する件の一部を改正する告示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十八条第二号イの海域を指定する件（平成十五年国土交通省告示第六百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第六十八条第二号イ」を「第六十八条第一号イ」に改める。

表七尾北湾の項中「祖母ヶ浦崎」を「祖母ヶ浦埼」に、「鹿島郡」を「七尾市」に改め、同表七尾南・西湾の項中「能登観音崎」を「能登観音埼」に、「鹿島郡中島町茂崎」を「七尾市中島町茂埼」に改め、同表中海の項中「八束郡」を「松江市」に、「島根県境港市」を「鳥取県境港市」に改め、同表須崎湾の項中「神木ノ鼻」を「コーギノ鼻」に改め、同表塩屋湾の項中「沖縄県大宜味村」を「沖縄県国頭郡大宜味村」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千七十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第六号及び別表第六備考2の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年九月二十四日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

第一条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示（平成六年運輸省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

表教員の要件の項下欄第三号中「機関限定とし」を「機関限定として」に改める。

第二条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五㈠の表教員の要件の項下欄第三号中「機関限定とし」を「機関限定として」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。